## 令和3年第5回教育福祉常任委員会会議録

1. 日 時 令和3年6月18日(金)

2. 場 所 白井市役所東庁舎4階 議場

3. 議 題 (1) 議案第4号 白井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 議案第5号 令和3年度白井市一般会計補正予算(第3号)のうち教育福 祉常任委員会が所掌する科目について

(3) 閉会中の継続調査について

4. 出席委員 斉藤智子委員 長・小田川敦子副委員長

古 澤 由紀子 委 員・長谷川 則 夫 委 員

和 田 健一郎 委 員・徳 本 光 香 委 員

岡 田 繁 委 員

岩 田 典 之 議 長

- 5. 欠席委員 な し
- 6. 説明のための出席者

市執行部

市長笠井喜久雄

福祉部長豊田智美

健康子ども部長 松丸健一

教育部長 和地滋巳

教育部参事 本間賢一

社会福祉課長 村 越 貴 之

障害福祉課長 鈴木智子

子育て支援課長 永 井 康 弘

保育課長片桐啓

健康課長 佐藤 覚

保険年金課長 桝 谷 君 子

7. 会議の経過 別紙のとおり

8. 議会事務局 議会事務局長 石 井 治 夫

主 查 今井好美

主任主事 東山 奈緒美

## 委員長の挨拶

**〇石井治夫議会事務局長** おはようございます。定刻となりました。会議に先立ちまして、斉藤委員 長より御挨拶をお願いいたします。

**〇斉藤智子委員長** おはようございます。このたび、教育福祉常任委員会の委員長を拝命いたしました斉藤智子でございます。不慣れではありますが、円滑な委員会運営ができますよう精いっぱい努めてまいりますので、委員の皆様の御協力よろしくお願いいたします。

本日は議案第4号、議案第5号の2議案の審査になります。慎重なる御審議よろしくお願いいたします。執行部の皆様もどうぞよろしくお願いいたします。

**〇石井治夫議会事務局長** 続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日の教育福祉常任委員会では、議案第4号及び 議案第5号のうち、教育福祉常任委員会が所掌する科目の2議案について審議をお願いするものでご ざいます。

委員の皆様には、深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いします。

**〇石井治夫議会事務局長** ありがとうございました。笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

[市長退席]

**〇石井治夫議会事務局長** それでは、委員会会議につき、議事等につきましては委員長にお願いいた します。

## 会 議 の 経 過 開会 午前10時00分

**〇斉藤智子委員長** ただいまの出席委員は7名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、教育福祉常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

皆様に申し上げます。

初めに、マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発声いた だきますようお願いいたします。 また、発言は、必ず挙手の上、委員長の指名に基づき行ってください。 次に、感染症対策の一環として、説明員の皆さんの途中退席を許可します。 なお、換気のため扉、窓を開放していますので、御了承ください。 これから日程に入ります。

- (1) 議案第4号 白井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- **〇斉藤智子委員長** 日程第1 議案第4号 白井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に ついてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、なお質疑は一問一答とし、質疑及び答弁は要点を簡潔に述べてください。

質疑ございますか。

徳本委員。

- ○徳本光香委員 適用除外項目が追加された点についてお聞きします。児童福祉法に基づいて規定された児童で、民法上扶養義務者のない者は被保険者としないという項目が追加されたんですが、これによって、この対象になるお子さんたちに何かサービスの変更や不利益などあるでしょうか。
- **〇斉藤智子委員長** 桝谷保険年金課長。
- **〇桝谷君子保険年金課長** お答えさせていただきます。

この条例の整備によりまして、国民健康保険の保険給付で負担する医療が他の公費負担となることから、本改正において適用除外した児童については、今までどおりの医療が受けられるため、不利益等は生じないものでございます。

以上でございます。

**〇斉藤智子委員長** よろしいですか。

徳本委員。

**〇徳本光香委員** 分かりました。

では、違う項目で、附則第4項中の定義についてですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法についてですが、新型コロナウイルスの定義の部分です。このもとになる新型インフルエンザ等対策特別措置法から定義を引用していたものが、もとになる法律がなくなったことによって、新たに定義だけ書き加えたという変更でいいんでしょうか。

- **〇斉藤智子委員長** 桝谷保険年金課長。
- **○桝谷君子保険年金課長** 委員さんのおっしゃるとおり、今までは引用していたところが廃止された ことによって、今度新たなところから準用するということになります。

以上でございます。

**〇斉藤智子委員長** 徳本委員。

- ○徳本光香委員 では、特に定義に変更があるというわけではないということだけ確認します。
- **〇斉藤智子委員長** 桝谷保険年金課長。
- **〇桝谷君子保険年金課長** 新型コロナ感染症の定義における内容は変更されておりませんので、国民 健康保険被保険者に対して不利益なものはございません。

以上でございます。

- **〇斉藤智子委員長** 和田委員。
- ○和田健一郎委員 同じく新型コロナウイルスに対する定義が置き換えられたということでの質問なのですが、ここに言う感染に関しましては、世界各国でPCR検査に関しましても、Ct値でしょうか、ウイルスを培養した上で検査をするという中で言いましたら、WHOの規格ではあくまでも推奨ということで、世界での統一規格では現状ないということが、日本経済新聞でも昨年報道されたりしておりまして、この部分に関しましては、この解釈では今日本がやっているPCR検査での規定で感染ということを考えているのかどうかを確認でお聞きしたいと思います。
- **〇斉藤智子委員長** 佐藤健康課長。
- ○佐藤 覚健康課長 今の御質問ですが、詳細は自分のほうも今何か資料があるわけではないんですが、記憶ですとCt値が40だったかと思います。日本の中ではどのような基準でCt値を40でやっているのか、40でやったような、たしか自分も記憶しておりますので、恐らくそのところで国が決めた基準で陽性者を出しているのではないかなと。すみません。その辺の専門的なところが今、自分のほうでは知識がありませんので、このような答えになって申し訳ございませんが、御理解いただければと思います。
- **〇斉藤智子委員長** 和田委員。
- ○和田健一郎委員 一応私の質問の意図としましては、日本で今現在やっているPCR検査を基準に、 感染者という部類をやっているという御回答だったと判断しております。

参考までになのですが、C t 値を含めまして、培養によっては世界各国では結構違っていたということで、例えば台湾の場合、C t 値が35であったり、あと欧米に関してもやっておりまして、これは日本経済新聞のたしか昨年の記事では、日本が厳しめの検査でやっているのではないかという記事が書いてあったところもありまして、何が申したいかといえば、感染ということに関しては世界でまちまちな、統一基準がなく、感染者の数に関して国によって実は違っているということが明らかになっていたところがございました。

その中で、感染者というのはどういう基準でやるのか。また、さらには今後、今現状としては日本 で確認をしていたということでありましたら、世界基準というのがもし設けられた場合は、それに移 行することもあるかなと思ってお聞きした次第でございます。詳細に関しては、また資料をお送りい たしますので。

- ○斉藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。
  岡田委員。
- **〇岡田 繁委員** 適用除外に係る条例改正の概要を教えてください。
- **〇斉藤智子委員長** 桝谷保険年金課長。
- **〇桝谷君子保険年金課長** それでは、適用除外に関する概要をお話しさせていただきます。

今回の改正は、児童福祉法に基づく児童福祉施設等に入所している児童のうち、民法の規定による 被扶養者のいない児童を国民健康保険の被保険者としないことにする適用除外の規定となります。

この改正につきましては、国民健康保険条例に規定していない市町村は、条例の整備を行うよう令和2年9月に県から通知があり、整備するものです。この条例の整備によって、国民健康保険の保険給付で負担する医療費が他の公費の負担となることから、本改正において適用除外となった児童について、今までどおり医療費が受けられることから、改定をするものです。

以上でございます。

- **〇斉藤智子委員長** 岡田委員。
- ○岡田 繁委員 適用除外に該当する国保加入の児童はいますでしょうか。
- **〇斉藤智子委員長** 桝谷保険年金課長。
- 〇桝谷君子保険年金課長 児童ですが、5年に遡り確認いたしました。児童18歳未満の国民健康保険の独り世帯の加入はありましたが、今回の適用除外に該当する被扶養者義務のいない児童はおりませんでした。それ以前の状況については、確認できない状況でございます。

以上です。

〇斉藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

古澤委員。

- **〇古澤由紀子委員** 適用除外を受けた児童も、他の公費負担によって今までどおりのサービスを受けるという御回答でした。この場合、この条例改正の中には適用除外したこと、事実しか書かれていませんので、他の公費負担によって児童の権利が担保されるということは、これは児童福祉法とあと何かありますか。根拠法令。
- 〇斉藤智子委員長 桝谷保険年金課長。
- **〇桝谷君子保険年金課長** 児童福祉施設に入所しているお子様につきましては、児童福祉法により医療費等はそちらから支払われることになっております。
- **〇斉藤智子委員長** 古澤委員。
- ○古澤由紀子委員 児童福祉法が子どもの権利を担保する根拠法令ということでいいですか。
- 〇斉藤智子委員長 桝谷保険年金課長。
- ○桝谷君子保険年金課長 そのとおりでございます。
- ○斉藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

- **〇小田川敦子副委員長** 今の適用除外のところなんですけれど、保険料は変わらないということなので、窓口負担に関しては引き続き、保険適用に関しては自己負担がない、ゼロ円ということだと思うんですが、今回の改正により市が今まで負担していた公費負担の部分に何か変更はありますか。
- **〇斉藤智子委員長** 桝谷保険年金課長。
- **〇桝谷君子保険年金課長** 今回の民法の規定による扶養義務者のいない児童を国民健康保険の被保険者としないことを定めることによりまして、国民健康保険の保険給付で負担する医療費が他の公費負担となることから、国民健康保険の適切な運営が図れることになります。

以上でございます。

- 〇斉藤智子委員長 小田川副委員長。
- **〇小田川敦子副委員長** 確認ですが、白井市の国保が負担していた部分は全て別のところが公費負担をするので、この適用除外の対象となる児童に関する医療費の負担は、市としてはなくなるという理解でよろしいんでしょうか。
- 〇斉藤智子委員長 桝谷保険年金課長。
- **〇桝谷君子保険年金課長** そのとおりでございます。
- ○斉藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。
  岡田委員。
- ○岡田 繁委員 コロナウイルス感染症に係る条例改正の概要を教えてください。
- **〇斉藤智子委員長** 桝谷保険年金課長。
- ○桝谷君子保険年金課長 それでは、御説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者等に係る傷病手当金の支給につきましては、白井市国民健康保険条例附則第4項に、新型コロナウイルス感染症の定義を新型インフルエンザ等対策特別措置法の附則第1条の2から引用し規定しておりましたが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定が法改正により削除されたため、市条例の同規程の箇所に定義の内容を補足し、明確化する改正を行うものです。

なお、補足する新型コロナウイルス感染症の定義は、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第 2 条第 1 項に改正後も定義規定が変わらないことが規定されており、また地方税法におきましても特別措置法の改正を受けて、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の第 7 条において、同様の改正がされており、その内容に議案第 4 号の資料にあります新旧対照表下線の新型コロナウイルス感染症の定義が明記されていることから、これらを準用とするものでございます。

以上です。

**〇斉藤智子委員長** 岡田委員。

- **〇岡田 繁委員** 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正内容について、簡単に説明してください。
- **〇斉藤智子委員長** 桝谷保険年金課長。
- **〇桝谷君子保険年金課長** 新型コロナウイルス感染症については、令和2年3月に新型インフルエン ザ等対策特別措置法により規定されて、法的に位置づけされました。

内容につきましては、2年間の特例規定的なものであるため、今回の法改正により法的位置づけを 新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定から、通称名ですが、感染症法の規定に変更し、継続し た新型コロナウイルス感染症対策を実施するために改正を行ったものです。

以上でございます。

**〇斉藤智子委員長** ほかに質疑ございますか。

[「なし」と言う者あり]

○斉藤智子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

[「なし」と言う者あり]

○斉藤智子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**〇斉藤智子委員長** 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第4号は、原案のとおり可決されました。

- (2) 議案第5号 令和3年度白井市一般会計補正予算(第3号)のうち教育福祉常任委員会が所掌 する科目について
- **〇斉藤智子委員長** 日程第2 議案第5号 令和3年度白井市一般会計補正予算(第3号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

最初に、歳出について質疑を行います。10ページ、3款1項社会福祉費、1目社会福祉総務費から 11ページ、この社会福祉費の中で質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。

小田川副委員長。

**〇小田川敦子副委員長** 10ページにあります、12) 生活困窮者自立支援事業について伺います。

休暇に入られた方の代わりの任用職員さんの採用という御説明をいただきましたが、こちらの事業というか、相談窓口対応はコロナ禍において非常に忙しい部署だと想像するんですけれども、その状況にあって、新しく代わりに入っていただく方の勤務体制というんですか、具体的に言うと、時間であるとか日数であるとか、フルタイムで入るのか、それがいつぐらいまで雇用を見込んで予算計上しているのか、その辺りを教えてください。

- **〇斉藤智子委員長** 村越社会福祉課長。
- **〇村越貴之社会福祉課長** お答えいたします。

今回の職員人件費の関係ですけれども、会計年度任用職員を1名任用しております。勤務ですけれども、週3日で6時間勤務です。期間は年度末までとなっております。

以上です。

- 〇斉藤智子委員長 小田川副委員長。
- **〇小田川敦子副委員長** 分かりました。フルタイムと比べると勤務が少ないんですけれど、課の体制 としてはそれで大丈夫なんでしょうか。
- 〇斉藤智子委員長 村越社会福祉課長。
- ○村越貴之社会福祉課長 あくまでも職員を補助する職員という扱いになってしまうので、どうしても正規職員とは業務の内容は、若干、事務補助的な役割の職員という形になります。確かに相談業務は多くなっているというか、対応するべき機会は多いんですけれども、その辺は今いる職員と、今回、会計年度任用職員と合わせて対応していく体制で、この1年予定しておりますので、御理解いただければと思います。
- **〇斉藤智子委員長** ほかに質疑ございますか。11ページの1項社会福祉費までです。質疑よろしいで しょうか。

古澤委員。

- **○古澤由紀子委員** 2目の新型コロナウイルス感染症対策に係る市民等支援に要する経費の中の12の 委託料ですけれども、これはいろいろ資料いただきまして、また説明も受けた中で、事業の対象を 314人にするという説明だったと思うんですけど、65歳未満の要介護 2 以上、あるいは重度心身障害 のある者ということでした。この対象となる人の全体の人数から314人というのはどのような形で算 出されたのか、その算出根拠を教えてください。
- **〇斉藤智子委員長** 鈴木障害福祉課長。
- 〇鈴木智子障害福祉課長 お答えさせていただきます。

算出根拠につきましては、重度心身障害等という対象者の母数になる方が978人いらっしゃいまして、ワクチンの接種率を80%、タクシー券の利用率を40%というふうに見込ませていただいて、978人に80%、40%を掛けて314人という形になっております。

- **〇斉藤智子委員長** 古澤委員。
- **〇古澤由紀子委員** 事業の対象の数を確定するわけですけれども、今まで足りなかったということは あまりなかったように記憶しておりますけれども、もし314人の設定を超えた場合は、どのように対 応されることになっておりますか。
- **〇斉藤智子委員長** 鈴木障害福祉課長。
- ○鈴木智子障害福祉課長 不足が見込まれる時期によりますけれども、補正による対応が基本になるかとは思います。

○斉藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

- **〇徳本光香委員** 同じ箇所で、障害者の方や介護を必要とする方が対象ということなんですけど、介護タクシーも利用可能ということでしょうか。
- **〇斉藤智子委員長** 鈴木障害福祉課長。
- ○鈴木智子障害福祉課長 介護タクシーも対象としております。 以上です。
- **〇斉藤智子委員長** 徳本委員。
- ○徳本光香委員 利用できるというか、支給される額に上限があるんでしょうか、それとも使われた 全額が対象になるんでしょうか。
- **〇斉藤智子委員長** 鈴木障害福祉課長。
- ○鈴木智子障害福祉課長 上限額の設定はございませんで、基本的には全額助成というふうになって おります。

以上です。

**〇斉藤智子委員長** ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

- ○小田川敦子副委員長 今のタクシー券のところです。今回は65歳未満の方を対象として314人。それで、先に65歳以上の方を対象として、3月議会のほうで223人が既に議決を通って、必要な方には利用されている状況であると思います。この実績を比較した場合に、314人はどうなのかと検討したいので、現在の対象となる利用実績について伺います。
- **〇斉藤智子委員長** 鈴木障害福祉課長。
- **○鈴木智子障害福祉課長** 6月15日時点のタクシー券をお渡しした実績としましては、高齢者福祉課分の配布としては102名となっております。

以上です。

**〇斉藤智子委員長** よろしいでしょうか。

小田川副委員長。

- **〇小田川敦子副委員長** 223人には要介護 2 以上の方、プラス重度障害者の方も含まれているかと思 うんですが、そちらのほうの利用実績はいかがですか。
- **〇斉藤智子委員長** 鈴木障害福祉課長。
- **〇鈴木智子障害福祉課長** 重度心身障害者の方に対する交付については、同じく6月15日時点で52名となっております。

以上です。

**〇斉藤智子委員長** よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

- ○徳本光香委員 タクシー券交付から支給までの流れについて伺います。
- 〇斉藤智子委員長 鈴木障害福祉課長。
- ○鈴木智子障害福祉課長 タクシー券に関しては、事前に申請をいただいて交付するということもできるんですけれども、実際の利用に当たっては接種日を予約していただいて、予約日が決定しましたら、タクシー会社に御連絡を取っていただいて、その日にタクシーで来ていただくという形で、タクシー業者さんにタクシー券と、あと確かにワクチン接種の用途であるということで、クーポン券を見せていただくことで利用が可能になります。

以上でよろしいでしょうか。

〇斉藤智子委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございますか。

[「なし」と言う者あり]

**〇斉藤智子委員長** それでは、3款 2 項児童福祉費に移ります。 1 項児童福祉総務費、12ページの 2 目児童措置費、その次までいってよろしいですか。13ページの 4 目保育所費、ここまでの中で質疑ございますか。

岡田委員。

- **〇岡田 繁委員** 12ページの児童措置費の子育て世帯生活支援特別給付金のところなんですけれど、 先日5月31日にいただいた資料によると、給付対象②については申請が必要となっていますが、支給 対象者の把握はできているんでしょうか。
- ○斉藤智子委員長 永井子育て支援課長。
- **〇永井康弘子育て支援課長** それでは、お答えをさせていただきます。

今回の支給対象の中には児童手当を受けている方の中の非課税世帯、もしくは家計急変ということ でございまして、児童手当を受けていて、非課税の方はこちらで把握はできているんですけれども、 それ以外の方については申告いただかないと把握ができない状況でございまして、そちらの数字につ いては現状としては捉えてございません。

- ○斉藤智子委員長 よろしいでしょうか。
  岡田委員。
- ○岡田 繁委員 給付対象②の中に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和 3年度分の住民税均等割が非課税であるものと同様の事情にあると認められるものと出ていますけど、 これは具体的にはどのような場合を指すんでしょうか。
- **〇斉藤智子委員長** 永井子育て支援課長。
- ○永井康弘子育で支援課長 家計急変につきましては、基本的には昨年度はそこそこ収入があってということで、令和3年は課税という扱いの中で、今ルールの中では令和3年1月から収入ががくんと落ちたということを想定しておりまして、令和3年1月以降、任意の1か月の給与明細などを基に、それを12倍して、基準額がそれぞれあるんですが、それを下回っていれば対象と見ていくというような、端的に言うとそんな形になります。
- **〇斉藤智子委員長** 岡田委員。
- ○岡田 繁委員 周知の仕方について御説明ください。
- 〇斉藤智子委員長 永井子育て支援課長。
- ○永井康弘子育て支援課長 制度の周知につきましては、大きく分けて2系統で考えております。1 つには、なるべく対象者にダイレクト、もしくはニアな形で届くような方法と、あとは一般的な形での周知ということでございまして、ダイレクト、もしくはそれに近い形については、こちらで対象者が把握できる方については、これが多分大半になると思うんですけれども、事前通知ということで個別に通知をさせていただきます。ですので、これはダイレクトに本人にいく形になります。

あとは対象者が把握できない部分の中で、高校生のみを養育している世帯というのがあるんですけれども、それについては千葉県のほうで高等学校を通じて周知をしていくというふうに聞いておりますので、そこはそういう形で網羅できる。

あと、収入が激変という形の層への周知については、なかなか把握ができない部分もあるので、保育とか教育の機関と連携して、お子さんを通じて周知を図っていくということで考えておりまして、保育園とか幼稚園、小中学校に協力をいただいて制度の周知を図っていくというふうに考えております。

そのほか、一般の周知として、広報ですとかホームページでフォローをしていく。そういうふうに 考えております。

- ○斉藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいでしょうか。 小田川副委員長。
- **〇小田川敦子副委員長** 今の周知方法のところなんですけれど、対象者の家計が激変してしまったケ

ースであったり、つかみ切れない方に対して、保育・教育の場を通じて、子どもを通じて周知を図っていくというふうにお答えいただいたんですが、子どもを通じてお便りというのはもちろんありだと思うんですけれど、例えば生活相談であるとか、そういった相談窓口でも制度の周知というのは有用かと思うので、今の御答弁だと、周知方法というのがすごく限定的かなという印象を持ったんですけど、いかがでしょう。

- 〇斉藤智子委員長 永井子育て支援課長。
- **〇永井康弘子育て支援課長** 制度の周知については、極力漏れなく伝わるようにというふうに考えておりますので、今幾つか申し上げましたけれども、それ以外にも取れる方法がありましたら、検討していきたいと思います。
- ○斉藤智子委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

**〇小田川敦子副委員長** それでは、児童福祉総務費の中の17) 新型コロナウイルス感染症対策に係る 経費について伺います。

ここは2つ質問があるので、まず、1つ目、保育士のオンライン就労支援委託料について伺っていきます。

まず、この委託内容について、具体的に御説明をお願いします。

- **〇斉藤智子委員長** 片桐保育課長。
- **〇片桐 啓保育課長** それでは、お答えいたします。

今回オンライン支援ということで予算計上させていただきました内容ですが、白井市では保育士不足の解消の一環としまして、平成27年度から対面の合同説明会を行っております。ただ、令和2年度はコロナの関係で中止とさせていただきました。

あと一方で、昨今、学生の就職活動におきましては、オンラインでの検索行動が増加するとともに、 コロナ禍においては、説明会や面接についてもオンラインで実施する会社が増えてきております。

保育分野におきましても、合同説明会や園見学が中止になっている状況がございまして、オンラインでの合同説明会等の実施が行われたり、写真や動画掲載等により園の魅力を発信している状況がございまして、今回その委託内容としましてはまず2つございまして、1つが、園見学が減少している状況において、ウェブサイトを利用し市内保育所等、これは小規模保育所、認定こども園、幼稚園となりますが、保育の魅力、特徴を発信するというのが、ウェブサイトへの掲載というのが1つ。それと併せて、新卒保育士を中心としまして、保育士がコロナ禍においても参加しやすいよう、オンラインによる合同就職説明会を行うというものになっております。

以上です。

**〇斉藤智子委員長** 小田川副委員長。

- **〇小田川敦子副委員長** 説明会は何回ぐらい予定されているんですか。
- **〇斉藤智子委員長** 片桐保育課長。
- **〇片桐 啓保育課長** 説明会は1回になります。 以上です。
- **〇斉藤智子委員長** 小田川副委員長。
- **〇小田川敦子副委員長** 初めてのことなので、なかなか見込みも厳しいかと思いますが、この説明会において参加の見込みというんですか、どれぐらい期待を込めて見込んでいらっしゃいますか。
- **〇斉藤智子委員長** 片桐保育課長。
- **〇片桐 啓保育課長** いろいろそういった実施事業者に聞くところによりますと、参加事業所と実際 に参加してくださる学生が同じ数だというところなんですけども、どれだけ学校のほうにいろいろ周 知できるかというところにも関わってきますので、そこはこれから事業者を選定していくんですけど も、そういった事業者と協力して、市も積極的に学校を訪問して参加者を増やしたいと考えております。

- ○斉藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいでしょうか。 [「なし」と言う者あり]
- ○斉藤智子委員長 それでは、ここで休憩をいたします。 再開は10時50分。

休憩 午前10時40分 再開 午前10時50分

**〇斉藤智子委員長** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3款2項の12ページ、13ページの中で質疑をお受けしております。

質疑ございますか。

小田川副委員長。

**〇小田川敦子副委員長** 児童福祉総務費の中の17)、先ほどと同じ項目になりますが、もう一つのほうの質問をさせていただきます。

この質問に当たっては、まず全協の際にいただいた資料の中で、コロナの地方創生臨時交付金の使い方の説明の中でこういった事業がありました。保育所等放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症対策、これが3つに予算がまたがっていますので、17)で質問するのが適当かなと思いまして、ここで質問いたします。

まず、この対象になる施設について御説明をお願いします。

- **〇斉藤智子委員長** 片桐保育課長。
- **〇片桐 啓保育課長** それでは、お答えいたします。

今回対象としている施設につきましては、保育所、認定こども園、小規模保育所、認可外保育所、 幼稚園となっております。

以上です。

- 〇斉藤智子委員長 小田川副委員長。
- **〇小田川敦子副委員長** 資料の中に学童保育所、認定こども園も入っていますけど、細かいようですが、こちらのほうは対象そのままですか。
- **〇斉藤智子委員長** 片桐保育課長。
- **〇片桐 啓保育課長** 失礼いたしました。学童保育所が今答えから漏れていましたので、訂正させていただきます。
- **〇斉藤智子委員長** 小田川副委員長。
- **〇小田川敦子副委員長** 分かりました。そうしましたら、次にこの事業についての目的を確認させてください。
- **〇斉藤智子委員長** 片桐保育課長。
- **〇片桐 啓保育課長** それでは、お答えいたします。

今回提案させていただいたのが、新型コロナウイルスの感染症、これはコロナ禍が長引いている中で、依然として感染防止対策を伴う保育の実施が必要となっているということと、特に保育所等につきましては令和2年度に中止・縮小とした行事がかなりの数ございます。ただ、そういった行事の再開のニーズが高まっておりまして、それを再開していくにもいろいろと工夫、対策をしながら再開しなきゃいけないという状況になってございます。そういった長引くコロナ禍で継続的に必要となる感染防止対策に要する費用、それと新たにそういった行事の再開等にかかってくる負担に支援を行いたいということから、提案をさせていただきました。

以上です。

- **〇斉藤智子委員長** 小田川副委員長。
- **〇小田川敦子副委員長** そうすると、今、対象に挙げていただいた事業を見ますと、お子さんが利用する施設、学童で見れば、小学生までのお子さんが対象となっている保育を目的とする事業所というふうに理解をしたんですが、その観点で考えると、放課後等デイサービスと児童発達支援センター、こちらも該当になるんじゃないかと思うんですが、その点はどうお考えなりますか。
- **〇斉藤智子委員長** 片桐保育課長。
- ○片桐 啓保育課長 お答えいたします。

まず、こちらの提案に当たりましては、検討の過程において福祉部、健康子ども部のほうで確認・ 調整を行っております。 そういった中で、今回、保育園等を対象としましたのは、昨年度活用した国の保育対策総合支援事業補助金が今年度については明確になっていなかったという状況が一つございます。そういった中でも、保育園のほうは、先ほど申し上げたとおり、対策が必要という状況がございましたので、あと児童がワクチン接種の対象となってないということもございまして、そういった児童を預かる事業につきましては、引き続き感染防止対策が必要ということで提案をさせていただきました。

一方で、児童発達支援や放課後等デイサービスにつきましても、ワクチン接種の対象となってない 児童を預かる事業というところでは同じなんですけども、こちらにつきましては令和2年度中に県に おける障害福祉サービス、これは県が窓口になりますが、障害福祉サービス等事業者に対するサービ ス継続支援事業、それと緊急包括支援事業の対象となっておりまして、今年の2月を締切りにしまし て、感染防止対策に係る経費の助成を受けております。

この県の補助事業につきましては、一部令和3年度も県において継続するということを確認しており、それと併せて、障害分野につきましても4月にニーズ調査を行いまして、その結果、この事業は県の事業により対応可能と判断しまして、今回は保育所等の交付金の活用ということで提案させていただいています。

以上です。

- 〇斉藤智子委員長 小田川副委員長。
- ○小田川敦子副委員長 市の今回のこの提案の中には、県のほうから該当となる経費が支給されることを確認されているというふうに受け止めましたけれども、そもそも去年、保育園とか幼稚園に支給された、その対象となる施設というのは児童福祉事業所等ということになっていますので、その当時であっても両方に関わってきた事業所の存在なのかなと思います。そして、そのときであれば、それぞれの出どころが国から目的を持って支給されていますので、線引きをして分けるというところで納得はしたんですけれども、今回は市が独自で支援を考えて対象を決めたということで考えると、実態として県のほうからいただいているということで、そこで分けてしまっていいのだろうかというふうに疑問を持ちます。

ニーズ調査をしたと言っても、市としては、対象として提案をし、委ねるということも可能ではないかなというふうに、この対象の案件に関してはそのように考えてもいいんじゃないかと思うんですけど、検討経緯の中ではそういったお考えというか、意見などはどうでしたか。

- **〇斉藤智子委員長** 片桐保育課長。
- **〇片桐 啓保育課長** 地方創生臨時交付金事業の活用としましては、そういった財源が確保できてない、ほかからの支援が行き渡らない部分に対して、まず優先的に活用しようという考え方の下、ニーズ調査を行って、今回の判断をさせていただいたという状況です。

ですので、当然2部間で連携もしていますし、障害福祉より保育を優先的に取ったということではなくて、必要な支援は受けられるという判断の下、今回の提案にさせていただいています。

- 〇斉藤智子委員長 小田川副委員長。
- 〇小田川敦子副委員長 それでは、金額について確認させていただきたいんですが、今回、市の支援では1事業所50万円ということで予算が計上されていますが、一方で、今回、私が示した放課後デイサービスと児童発達支援センターは県のほうから出る。その県のほうからは幾ら出ていますか。市から出される50万円との差、同じ金額が出されているんでしょうか。
- **〇斉藤智子委員長** 鈴木障害福祉課長。
- **〇鈴木智子障害福祉課長** 児童発達支援、放課後等デイサービスについては、障害福祉課の所管となりますので、障害福祉課からお答えをします。

令和2年度の同様の事業として緊急包括支援事業というのがあるんですけれども、交付の限度額につきましては、児童発達支援が1か所当たり38万円、放課後等デイサービスが36万円ということになっています。

以上です。

- 〇斉藤智子委員長 小田川副委員長。
- **〇小田川敦子副委員長** その差をどう捉えるかということになると思いますけど、市としての独自支援という形での提案ですから、最終的に事業所としての、受け取るというんですか、そこは公平であってほしいと思いますが、いかがでしょうか。
- **〇斉藤智子委員長** 片桐保育課長。
- **○片桐 啓保育課長** 今回の補助金も限度額50万円として、全て50万円を渡すということではなくて、その中で必要な経費に使っていただくということと、あと今回、ちょっと規模を考慮しまして、前回、一律50万円という形での設計だったんですけども、今回、学童保育所につきましては一つの支援当たり25万円とさせていただいたり、小規模保育事業所につきましては25万円と、半額の設計とさせていただいております。

規模的な部分もそうなんですけども、ニーズに対してどういった支援ができるかというところで捉えておりますので、一律同じ金額を全て異なるところにいろんな方法で財源が充てられる方法等もあると思うんですけども、一律50万円を計上するという方法は今回は採用しておりません。

○斉藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

- **〇小田川敦子副委員長** そうしますと、確認ですが、資料では1施設当たり25万円または50万円を上限というふうに書かれていますので、この25万円というのは学童保育所で、50万円というのは学童以外の事業所という理解でよろしいでしょうか。
- **〇斉藤智子委員長** 片桐保育課長。

## 〇片桐 啓保育課長 お答えします。

50万円は、保育所、認定こども園、幼稚園が50万円になっております。25万円とさせていただいたのが学童保育所、これは学童保育所は支援の単位当たりですので、例えば同じ一つの学校児童保育所でも支援の単位が2つ、大きな学童保育所もございますので、そういった場合は、2つある場合は50万円という形になります。

それと、小規模保育所、送迎ステーション、認可外保育所につきましては、25万円ということでさせていただいております。

以上です。

○斉藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

[「なし」と言う者あり]

○斉藤智子委員長 ないようでしたら、次に移りたいと思います。

13ページ、4款1項保健衛生費、14ページの中まで。ここまでのところで質疑をお受けいたします。 質疑ございますか。

徳本委員。

- ○徳本光香委員 14ページの衛生費の5)のPCR検査についてですが、こちら市内の公的施設などでクラスターが出た場合に、濃厚接触者以外の人も希望がある方には無料で市がPCR検査を実施するというものだと思うんですが、今回900人分を足して、合計1,000人分を計上ということでよろしいですか。
- **〇斉藤智子委員長** 佐藤健康課長。
- **〇佐藤 覚健康課長** そのとおりでございます。
- **〇斉藤智子委員長** 徳本委員。
- ○徳本光香委員 ワクチン接種なども始まっている中ですが、かなり人数を増やしてある根拠というのはいかがでしょうか。
- **〇斉藤智子委員長** 佐藤健康課長。
- **〇佐藤 覚健康課長** 学校などに陽性者が出た場合に、市のほうでPCR検査をということで、制度 としては昨年につくりました。

実際に昨年度の実績としましては430人おりましたもので、また年度を超えても既に59人の方がやるということで、まだ陽性者が出た場合の対応というのは必要になってきますので、昨年当初予算では10月、11月頃の予算を100人ということでのせたんですが、そのときは陽性者というのが、学校とかそういうところは出ておりませんでしたもので、100人程度で大丈夫だろうということで考えたんですが、12月以降に432人ということですので、今年度においても、期間からいっても倍ぐらいの予算は持っていたほうがいいだろうということで、ここで補正をさせていただいたところでございます。以上です。

- **〇斉藤智子委員長** 徳本委員。
- ○徳本光香委員 根拠は分かりました。変異株が増えているというのも、想定の中に入っているんでしょうか。
- **〇斉藤智子委員長** 佐藤健康課長。
- **○佐藤 覚健康課長** 変異株というのが、ここでいろんな形が報道などでも出ておりますもので、そういうことから考えても、減っていかないのではないかなというところも踏まえまして、そこもある程度加味しております。数字としては、昨年度の実績の倍程度で取りあえずはいこうということで、この予算にさせていただきました。

○斉藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

- ○徳本光香委員 同じ14ページの11)、こちらはPCR検査65歳未満のほうで、今まで対象が限定的だったのが市民全体に対象を拡大していただくということで、それ自体はとても評価しているんですけど、これは2万円、市とか国で助成して、自己負担5,000円で300人という見込みだそうなんですけど、印西市などでは高齢者のみで44%、1万人以上がPCR検査を受けているんですけど、白井市では市民全体を対象にして300人目いっぱい受けたとしても、これで感染抑制に役立つと考えた根拠というのはあるんでしょうか。
- **〇斉藤智子委員長** 佐藤健康課長。
- **○佐藤 覚健康課長** この制度につきましては、どういう場面で使っていただくかというのは人それ ぞれによって違うとは思うんですけれども、当初から、市民の方自身の身近なところでコロナの感染 者が発生した場合、それでもその方自身が濃厚接触者に認定されないで、行政検査の対象外になった と。それで、どうしても心配だというところで活用していただくということを想定しております。感 染全体を感染予防というよりも、心配な場合は自ら受けていただいて、自分が感染してないかの確認 をしていただいてというのに使っていただければと思っておりました。

印西市さんの例を今挙げていただいたんですが、印西市さんの意図は私のほうも理解はあまりして ないところでございますけれども、全員にやっていただきたいという意図だったとは思うんですけれ ども、現在、全員にということは考えておりません。

また、人数としましては、今回の数としてどのぐらいの方がやるかということはなかなか決められない部分があるんですが、2つの観点から、1つは、今までの状況で変異株が出てくるというところで、若い人にも少しやれる機会、受皿をつくっておくということで、若い人たちが果たしてやっていただけるかどうか分からないんですが、その辺でやっていただくということで、今回300人ということで増やさせていただいたのと、あとは市内の医療機関の負担をあまりかけられない。

実際にこの制度は、国のほうがもともと65歳以上の人を対象にしたのも、大前提で、本来はPCR

検査というのは発症しているとか、体調が悪いとか、そういう人たちがまずやらなければいけないという部分がありますので、そういうところに負担をかけてはいけない。本来やらなきゃならない人ができないということは避けたいということで、市内の医療機関の状況も考えまして、300増やしてもどうにかこの範囲であればできるのではないかなということで、この数で想定をさせていただいて、補正を組まさせていただいたという状況でございます。

ちょっと長くて、説明が悪くて申し訳ございません。

- **〇斉藤智子委員長** 徳本委員。
- ○徳本光香委員 丁寧に説明していただきました。分かりました。

じゃ、今の説明からすると、なるべく多くの人がワクチン接種と並行してPCR検査を多く受けて、無症状の感染を抑制するという意図よりは、身近で起きたときのクラスター対策のような感覚で、個人が不安を減らすための目的なので、そんなに何千、何万人という対象ではないというふうに理解しました。

今、目的2つの観点の一つとして、変異株が出てきて若い人の重症化なども増えているというのは、確かに私も心配で、若い人が受けるという意味で安い検査も増えています。この中で、5,000円で若い人というのはどのくらい受けてくれそうだとか、見込みなどは考えているでしょうか。

- **〇斉藤智子委員長** 佐藤健康課長。
- **〇佐藤 覚健康課長** 今の御質問なんですが、どのぐらいかというのは今のところ想定はしてないです。
- **〇斉藤智子委員長** 徳本委員。
- ○徳本光香委員 市民の間からも、今回2回までできるし、全市民にということで、本当にその拡充 はうれしいんですが、みんな経済的にも苦しいということがあるので、誰もが受けるという意味では 高いという声が多いです、私の周りでは。値下げや無料化の検討というのは、話合いの中で挙がった り、検討したりということはあったんでしょうか。
- **〇斉藤智子委員長** 佐藤健康課長。
- **○佐藤 覚健康課長** まず、先日の一般質問でも担当部長のほうからお答えしたとおり、濃厚接触者が保健所からの指示でPCR検査を受ける場合においても、自己負担がかかってくるという部分がありますので、特に会議の中で無料にするとか、そういう話につきまして、検討は特に積極的にしておりません。

以上です。

○斉藤智子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

**〇小田川敦子副委員長** 予防費の一般財源について伺います。この予防費で2つ事業が挙がっている

のは、両方共PCR検査ということになりますけれども、これの中で交付金の対象にならないのはど ういった内容のものなんでしょうか。この一般財源は何の分なのかを御説明ください。

- **〇斉藤智子委員長** 佐藤健康課長。
- **〇佐藤 覚健康課長** 大変申し訳ございません。財源の部分につきましては、財政企画担当のほうに振り分けていただいたところがございまして、どこに充てているというところは自分のほうで今資料を持っていません。申し訳ございません。
- 〇斉藤智子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

[「なし」と言う者あり]

○斉藤智子委員長 それでは、質疑はないものと認め、次に移ります。

16ページ、9款教育費、17ページにかけて教育費の中で質疑をお受けいたします。 長谷川委員。

**〇長谷川則夫委員** それでは、17ページの教育費の学校給食費の中で、桜台小中学校運営に関する経費についてお伺いします。

桜台小中学校の給食に関しては、あり方検討会の中で今協議をされているという状況下にありますけれども、給湯器設置工事に関してどのような検討をされたのか、まずお伺いします。

- **〇斉藤智子委員長** 本間教育部参事。
- ○本間賢一教育部参事 それでは、お答えをいたします。

あり方検討会の中では、給湯器の設置については検討しておりません。これは故障したものでございますので、そこで補正をさせていただいたところでございます。

- **〇斉藤智子委員長** 長谷川委員。
- **〇長谷川則夫委員** 故障したということなので、では、修繕とこの設置に関して比較検討はされているんでしょうか。
- 〇斉藤智子委員長 本間教育部参事。
- ○本間賢一教育部参事 お答えさせていただきます。

桜台小学校改修計画年の令和7年、桜台中学校の改修計画年の令和10年、そして10年使用した場合の3つのパターンでコスト面の比較をいたしました。買取りよりもレンタルのほうがいずれも優位でありましたので、レンタルとさせていただきました。

- **〇斉藤智子委員長** 長谷川委員。
- **○長谷川則夫委員** ちょっと予算外になって申し訳ないんですけども、賃借料に計上されているのは 当然今年度分だと思うんですけど、そうしますと今、御答弁あったように、今後の年度額についてお 伺いします。
- 〇斉藤智子委員長 本間教育部参事。

**〇本間賢一教育部参事** お答えいたします。

レンタルで2台の場合です。まず、4年でかかるコストが約120万円、6年でかかるコストが約160万円、10年でかかるコストが約230万円となります。2台買取りの場合につきましては4年で約150万円、6年で約190万円、10年で約250万円となります。レンタルのほうが優位であったため、レンタルといたしました。

- 〇長谷川則夫委員 終わります。
- 〇斉藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

岡田委員。

- ○岡田 繁委員 16ページの学校事務費、新型コロナウイルス感染症対策に係る市民等支援に要する 経費のところですけど、1番の報酬、14人なんですけど、これ昨年度は何人でしたでしょうか。
- **〇斉藤智子委員長** 和地教育部長。
- **〇和地滋巳教育部長** 昨年度はこの項目での会計年度任用職員はおりませんでした。 以上です。
- **〇斉藤智子委員長** 岡田委員。
- **〇岡田 繁委員** 昨年度も新型コロナはあったと思うんですけれど、なぜ昨年度はゼロだったんでしょうか。
- **〇斉藤智子委員長** 和地教育部長。
- **〇和地滋巳教育部長** 昨年度はコロナウイルス感染症の拡大から、国の支援措置としてスクール・サポート・スタッフや学習サポーター等、白井市の学校に20名が配置されました。しかし、今年度は現在のところ6名の配置でございます。その状況から、市での会計年度任用職員の募集を計上したところでございます。

以上です。

**〇斉藤智子委員長** ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

- ○徳本光香委員 今と同じ部分で、小中学校のコロナ対策の消毒作業のために各学校に1名の会計年度任用職員の方を雇用するということで、1校1名ということで、ほかの先生と協力してということなのか、1名の方が専属的にやるのか、どのように消毒作業というのは行う予定でしょうか。
- 〇斉藤智子委員長 和地教育部長。
- 〇和地滋巳教育部長 お答えします。

現在、学校での必要な消毒作業は、今勤務している教職員で実施しております。しかし、様々な変 異型による感染が広がる中で、感染対策を強化する状況がまた考えられる。そういうことを想定して、 各学校での消毒・清掃対策の強化のため、補充する形で募集をかけるところでございます。

- **〇斉藤智子委員長** 徳本委員。
- ○徳本光香委員 この方の1週間などの勤務日数や勤務時間はどうなるんでしょうか。
- **〇斉藤智子委員長** 和地教育部長。
- **〇和地滋巳教育部長** 募集の中では、状況が許せば毎日勤務していただきたいんですが、一応勤務日として想定しているのは週4日から5日、週20時間から30時間、そのくらいの勤務を想定しております。

**〇斉藤智子委員長** よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございますか。

和田委員。

- ○和田健一郎委員 17ページの教育費の桜台小中学校運営に要する経費ということで、桜台小中校ができて、たしか25年ほどであると思うんですが、老朽化が大きな原因の一つではないかと捉えております。一方で、桜台小中学校の児童・生徒数は、ピーク時に比べてかなり減少傾向でやっている中でございますが、一応認識として、経費はどんどん増えていくんですけど、児童・生徒数が減っていくとしたら、1人当たりの経費はどんどん上がっていく中の代表の一つと思いますが、これは老朽化していく中でいえば、この減少は、ほかにもあると思うんですが、その中の一つという認識で考えてよろしいでしょうか。
- **〇斉藤智子委員長** 質問を、すみません、もう一度お願いします。
- **〇和田健一郎委員** では、端的に申しますと、児童・生徒数がピーク時に比べて減少している桜台小中学校の給食ですが、この中で老朽化でやる部分に関しては、児童・生徒数の減少とは関わりなく増えていく管理費の中の一つではないかという認識でよろしいでしょうか。
- **〇斉藤智子委員長** 本間教育部参事。
- **〇本間賢一教育部参事** 委員さんおっしゃるとおりで、今回も老朽化による故障だと思われます。給 湯器につきましては、耐久年数が10年から15年と言われておりますので、その中での老朽化での故障 だと思われます。

以上です。

○斉藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

- ○徳本光香委員 16ページの教育費、学校事務費のほうに戻りまして、消耗品を購入する中で1人1 台のタブレットの持ち帰り用の充電器というのがあると思うんですけど、これは幾つ購入予定でしょ うか。
- 〇斉藤智子委員長 和地教育部長。
- **〇和地滋巳教育部長** 今、タブレットを配布しています児童・生徒、教職員に対応する数ということ

- で、設計内容にも関わってきますので、そういうお答えで御容赦いただければと思います。 以上です。
- 〇斉藤智子委員長 徳本委員。
- ○徳本光香委員 すみません。今、数を答えられない理由をもう一度お願いします。
- **〇斉藤智子委員長** 和地教育部長。
- **〇和地滋巳教育部長** 今後契約するに当たって、その設計内容に関わってくることにも、推測にもつながりますので、大体のそのくらいの数ということで御容赦いただければということでございます。
- **〇斉藤智子委員長** 徳本委員。
- ○徳本光香委員 じゃ、今後契約なので、公表できないということです。 じゃ、タブレットの充電器を購入すると決めた経緯を伺います。
- **〇斉藤智子委員長** 和地教育部長。
- **〇和地滋巳教育部長** 今年度は充電できなくても対応できる短期の持ち帰り等で想定しておったんですが、変異株等で感染の状況がまた不透明になり、拡大のおそれもある。そうなると、学校を長期的に学級閉鎖や学年閉鎖、そんな対応も迫られる。そういうことを想定しまして、長期に持ち帰りを想定する場合には家庭での充電が必要になるため、ここで補正を計上させていただきました。

- **〇斉藤智子委員長** 徳本委員。
- ○徳本光香委員 今の箇所について分かりました。

次に、17ページの一番上の4)の新型コロナ対策の市民等支援の部分で、小学校、中学校に電子図書を入れるということで、この電子図書の使い方というか、予算の内訳について伺います。

- 〇斉藤智子委員長 本間教育部参事。
- ○本間賢一教育部参事 お答えさせていただきます。

予算の内訳についてでございますが、事業者と契約をいたしまして、ライセンスが発行されることになります。そのライセンスにはIDとパスワードがついておりまして、そのIDとパスワードをパソコンやタブレットに打ち込めると、本が読める。そのようなことになっております。それが内容でございます。

- **〇斉藤智子委員長** 徳本委員。
- ○徳本光香委員 後でどのように使うかお聞きしようとして、その流れが分かったのでよかったです。 今もう1回お聞きします。システムによって何人がアクセスできて、幾ら幾らかかるとか、そういった予算上の内訳が分かればお願いします。
- 〇斉藤智子委員長 本間教育部参事。
- ○本間賢一教育部参事 それでは、お答えします。

扱う業者によってライセンス数とか違ってきますので、その辺の詳細は契約前のため、控えさせて いただきたいと思います。

以上でございます。

- **〇斉藤智子委員長** 徳本委員。
- ○徳本光香委員 先ほどと同じパターンの質問をして失礼しました。

じゃ、もう一つ、今回、学校のみにして、市の図書館などには入れなかったという、その理由はありますでしょうか。

- 〇斉藤智子委員長 和地教育部長。
- 〇和地滋巳教育部長 お答えします。

市立図書館のほうでは、事前に収集計画等を考え、計画的に購入しているわけですが、今回デジタル図書となりますと、導入費用が備品費ではなく、委託費もしくは使用料となってくると考えております。そうしますと、保存について取扱い業者との事前の取決め等が必要になり、現在の購入費から電子図書に配分するには収集計画に影響することから、近々導入することは困難と判断しました。以上です。

**〇斉藤智子委員長** よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

- **〇小田川敦子副委員長** 電子図書のところでお聞きします。市のほうは、これは1人1台のお子さんに持たせるあのタブレットで見るということで、まずよろしいですか。
- **〇斉藤智子委員長** 本間教育部参事。
- ○本間賢一教育部参事 お答えします。

そのタブレットでも見られますし、自宅のパソコンやスマートフォンでも見られるようになっております。

- **〇斉藤智子委員長** 小田川副委員長。
- **〇小田川敦子副委員長** 分かりました。じゃ、ツールは何であれ、このライセンスを使って電子図書で読書に親しんでほしいということが趣旨、そういう使い方ということでよろしいですか。
- **〇斉藤智子委員長** 本間教育部参事。
- **○本間賢一教育部参事** 委員さんのおっしゃるとおり、読書に親しむ、そのとおりでございます。図書室の密を避けるためにどこでも本が読める環境づくりを想定しておりまして、外出自粛など自宅にいるときでの利用とか、また電子図書を学習用教材として授業でも活用できるものと考えております。
- **〇斉藤智子委員長** 小田川副委員長。
- **〇小田川敦子副委員長** 分かりました。そうしましたら、私、ちょっとなじみがないのでぴんとこな

いんですけど、予算の金額が少ないんじゃないかなという印象があるんです。細かいところは、入札 前だということで、お答えいただかなくて構わないんですけれども、ただ、金額と蔵書というんです か、電子図書の中に入っている本の内容ってやっぱり比例しているだろうと思うんです。

電子図書を使って親しんでもらうということであれば、学校図書館とか、市の図書館みたいに魅力 ある新刊であるとか、いろんな図書があってほしいと思うんですが、それがこの値段で実現できてい るのかというところを確認したいと思います。

- 〇斉藤智子委員長 本間教育部参事。
- ○本間賢一教育部参事 お答えします。

扱う業者によりまして蔵書数は異なると思われますが、少なくとも1,000冊程度の本は読めると見込んでおります。

以上でございます。

- 〇斉藤智子委員長 小田川副委員長。
- ○小田川敦子副委員長 1,000冊であっても、読みたい本かというのがキーワードになってくると思うので、その辺はきちんと教育委員会のほうで読み親しんでもらえるものを選ぶというふうにしたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、そういった観点も含めた業者選びということに関してはどのようにお考えですか。
- **〇斉藤智子委員長** 本間教育部参事。
- **〇本間賢一教育部参事** 委員さんのおっしゃるとおり、子どもたちが読みたくなるような本、それも 観点に入れて業者選びをしていきたいと考えております。

以上でございます。

- 〇斉藤智子委員長 小田川副委員長。
- 〇小田川敦子副委員長 分かりました。

あともう一つ、電子図書で今度は心配なところがあります。これはタブレットを使うときに、全般 心配なんですけど、目が疲れやすいということで、視力の低下をタブレットを使うことによって引き 起こすというか、視力低下が心配なんです。そのことに関しては、教育長も過去の答弁でも述べられ ていましたし、それに向けた対応も検討しているという御答弁もたしかあったかと思うんです。

今回、電子図書を使うに当たっては、多分、学校の中だけじゃなくて、長期休暇であったり、夏休みであったりというところでの活用も視野に入れてのことだと思うんです。ただ、無造作に読んで視力に影響が出ないかとか、学校の中であれば文科省のほうから目にいい環境を提案していたり、姿勢、こういうふうに見ましょうみたいなのもありますので、ガイドラインに沿った対応が先生を中心として可能かと思うんですけれども、家庭だとやはりその辺が崩れがちになってしまうし、ただただ見るだけでは視力の低下につながってしまうんじゃないかと思うんですが、その辺りの健康管理に関してはどのようにお考えですか。

- 〇斉藤智子委員長 本間教育部参事。
- ○本間賢一教育部参事 それでは、お答えします。

ふだんから学校では、子どもたちに対して授業中の姿勢ですとか本を読む姿勢、それから目を休める指導などは行っているところでございます。また、家庭にも保健だよりや学校だよりで呼びかけているところでございます。

それを継続していくとともに、文部科学省において学校のICT化を踏まえて、2021年度に全国の学校を対象に、子どもの視力についての調査を行う計画をしております。この調査結果を見まして、また改めて必要な指導を行っていこうと考えております。

以上でございます。

- 〇斉藤智子委員長 小田川副委員長。
- **〇小田川敦子副委員長** 分かりました。指導を含め、ガイドラインも早急に整備をお願いしたいと思います。

続けて質問があるんですけど、よろしいですか。

- **〇斉藤智子委員長** どうぞ。
- **〇小田川敦子副委員長** そうしましたら、今度16ページになるんですけど、学校事務費の中の学習端末に対しての持ち帰りの充電器のところです。これに関しては、管理というのはどういったことを想定されていますか。お子さんに渡したら渡しきりで、家庭管理にするのか、それとも都度、学校のほうで管理をして、必要に応じてお渡しするのか、その辺りはどのようにお考えですか。
- **〇斉藤智子委員長** 和地教育部長。
- **〇和地滋巳教育部長** お答えします。家庭用充電器ですので、今は近いところの目標としましては、 夏休みに一度持ち帰らせて状況を確認したいと思っております。その場合には、夏休み中は家庭で充 電器を預かっていただいて、適切に使用していただく。そういうことを周知していきたいと考えてい ます。

以上です。

**〇斉藤智子委員長** よろしいですか。

それでは、ほかに質問よろしいでしょうか。

[「なし」と言う者あり]

**〇斉藤智子委員長** それでは、歳出の質問はこれで終了したいと思います。

それでは、休憩を取ります。

再開は45分。お願いします。

休憩 午前11時36分 再開 午前11時45分 **〇斉藤智子委員長** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

歳入について質疑を行います。

8ページ、15款2項2目民生費国庫補助金、21款諸収入、こちらのところで質疑ございますか。

[「なし」と言う者あり]

**〇斉藤智子委員長** 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

[「なし」と言う者あり]

○斉藤智子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**〇斉藤智子委員長** 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第5号は、原案のとおり可決されました。

- (3) 閉会中の継続調査について
- ○斉藤智子委員長 日程第3、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、 これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**〇斉藤智子委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、教育福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時47分